

諮問日：令和2年11月27日（令和2年度（情）諮問第15号）

答申日：令和3年3月23日（令和2年度（情）答申第41号）

件名：東京地方裁判所における民事過料に関する文書の一部開示の判断に関する
件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事過料について文書（事件記録，条文は除く。）（過料事件簿については1か月間）例えば取扱，統計」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京地方裁判所長が，別紙記載の各文書（以下，併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，東京地方裁判所長が令和2年8月5日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

当事者名以外は開示すべき部分だと考える。また，過料統計が不存在なのは理解不能である。結果，備考欄は開示すべきだと考える。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 苦情申出人は，別紙記載7から9までの各文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）につき，当事者名以外は開示すべき部分である旨主張する。

別紙記載7から9までの各文書はいずれも過料事件簿であり，受付・区分，事件番号・事件名，当事者，終局結果，保存等，備考及び担当部・受領印の各

欄で構成されている。これらの記載は、一行ごとにそれぞれ一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当し、同号ただし書に相当する事情は認められない。また、裁判所書記官の印影は当該職員の個人識別情報であることから、法5条1号に定める不開示情報に相当し、同号ただし書に相当する事情はない。そして、本件不開示部分については、個人を識別することができる当事者名の記述等を除いたとしても、公にすると過料事件に係る終局結果の内容ないしは職権発動の有無等が推知されるおそれがあり、ひいては個人の権利利益を害するおそれがあることから、部分開示をすることは相当でない。

なお、別紙記載8の文書の不開示部分のうち、検察事務官の印影は、公にすることにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす情報に当たることから法5条4号に定める不開示情報に相当し、別紙記載9の文書の不開示部分のうち、法人名は、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たることから同条2号イに定める不開示情報に相当する。

2 苦情申出人は、過料事件の統計が不存在であるのは理解不能である旨主張する。

しかし、東京地方裁判所の事務担当者は、令和元年10月9日、苦情申出人に対して本件開示の申出に関する照会を行い、過料事件の統計については司法統計年報や裁判所ホームページに載っているのであれば開示や提供を求めない旨を聴取しているところ、過料事件の統計は、司法統計年報及び裁判所ホームページに全て掲載されている。このことから、過料事件の統計を本件開示申出の対象文書から除外したものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和2年11月27日 諮問の受理

- | | |
|-------------|---------------------|
| ② 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和3年2月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ 同年3月19日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件不開示部分について、当事者名以外は開示すべき部分である旨主張する。

見分の結果によれば、別紙記載7から9までの各文書は、東京地方裁判所における過料事件簿であり、受付・受付区分、事件番号・事件名、当事者、終局結果、保存、備考及び担当部・受領印の各欄で構成されているが、本件不開示部分は、同事件簿中の当事者欄の氏名の記載の全部、終局結果欄及び備考欄の記載の一部並びに裁判所職員及び検察事務官の印影であることが認められる。

上記過料事件簿には、一行ごとに各過料事件の当事者に関する情報が記載されているから、各行について記載された当事者に係る個人識別情報（法5条1号）に相当すると認められ、かつ、同号ただし書きからハまでに掲げる情報に相当する事情は認められない。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、原判断においては、特定の個人を識別することができる氏名等の記述を除き、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる部分について取扱要綱記第3の2の定めに基づき部分開示し、その余の部分（本件不開示部分）については、公にすると過料事件に係る終局結果の内容又は職権発動の有無等を推知されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、開示をすることは相当でないものと判断したと考えられる。本件不開示部分の記載内容を踏まえて検討するならば、このような判断が不合理とはいえない。

なお、本件不開示部分のうち、裁判所職員及び検察事務官の印影は、それぞれ当該職員についての法5条1号に規定する個人識別情報に相当するとともに、検察事務官の印影については、検察庁の担う事務の性質に照らすと、公にする

ことにより公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報に当たるといえることから、同条4号に規定する不開示情報にも相当すると認められる。また、本件不開示部分のうち備考欄に記載された法人名については、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たることから、法5条2号イに定める不開示情報に相当すると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号、2号イ及び4号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 苦情申出人は、過料事件の統計が不存在であるのは理解不能である旨主張する。

しかしながら、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京地方裁判所の事務担当者は、本件開示の申出に関し、苦情申出人から、過料事件の統計については司法統計年報や裁判所ホームページに掲載しているのであれば開示や提供を求めない旨を聴取したとのことであり、同事実は当委員会に提出された資料から認められる。このことからすれば、東京地方裁判所において、司法統計年報や裁判所ホームページに掲載されている統計を対象文書から除外したことは合理的である。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、過料事件の統計は司法統計年報及び裁判所ホームページに全て掲載されているとのことであり、そのほか、東京地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号、2号イ及び4号に規定する不開示情報に相当すると認められ、東京地方裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 昭和31年7月4日付け民事局長通知「過料に処せられるべき法令違反行為を行つた者を発見した場合の通知について」
- 2 昭和30年5月16日付け民事局長通知「過料に処せられるべき法令違反行為を行つた者を発見した場合の処理方法について」
- 3 平成30年3月23日付け民事局第一課長，総務局第三課長，経理局監査課長事務連絡「非訟事件手続法による過料の裁判を告知する際の事務について」
- 4 平成29年6月26日付け事務総長通達「法廷等の秩序維持に関する法律等に基づく過料の徴収について」
- 5 昭和42年4月17日付け総務局長，民事局長回答「裁判官認知により開始する過料事件の取扱いについて」
- 6 昭和35年2月13日付け民事局長，訟廷部長通知「過料事件の取扱について」
- 7 過料事件簿（1枚目の事件番号が令和元年（ホ）第3592号から始まるもの）
- 8 過料事件簿（事件番号が令和元年（ホ）第40221号から始まるもの）
- 9 過料事件簿（1枚目の事件番号が令和元年（ホ）第1031号から始まるもの）